

諮問番号：令和3年度 諮問第2号

答申番号：令和3年度 答申第3号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 処分庁は、請求人が○に審査請求中の事案について、○側の主張を一方的に是とする事実認定をし、その誤った認識に基づいて、令和2年11月30日付け札幌自第2418号により生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分（以下「本件処分」という。）を行っており、処分庁の決定は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に反し、違法又は不当なものである。
- (2) 申請者の責めに帰すべき事由によらないで収入が減少したことを住居確保給付金（法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金をいう。以下同じ。）の支給要件とする生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）第3条第2号の規定は、法の趣旨に反し、かつ、法による委任の趣旨を逸脱した違法なもので、無効である。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

- (1) 請求人は、○から地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号に該当するとして停職処分（以下「本件停職処分」という。）を受けており、請求人の責めに帰すべき理由により給与等の収入を得る機会が減少していることは明らかであり、また、請求人は、離職しておらず、停職期間が終了した後は復職する意向であることから、法第6条第1項に規定する住居確保給付金の支給対象者に該当しない。
- (2) 請求人は、本件停職処分に係る不服を述べているが、本件停職処分については、請求人は任用の権限のある○から停職の辞令を受けていることから、無効と解す

べき事情は見当たらず、かつ、権限のある者に取り消されていない以上、請求人が主張する本件停職処分に係る事情が本件処分に影響を及ぼすことはない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和2年11月9日、○の会計年度任用職員として稼働していた請求人は、本件停職処分によって収入が減少したとして、処分庁宛ての生活困窮者住居確保給付金支給申請書（以下「本件申請書」という。）を、住居確保給付金の支給申請の受付について札幌市から受託している札幌市生活就労支援センター（以下「支援センター」という。）に提出した。

イ 同日、支援センターの担当者は、請求人に電話で連絡し、請求人は停職期間中にアルバイト稼働を開始し、生計を維持する意向であることを確認した。

ウ 令和2年11月10日、支援センターの担当者は、請求人に電話で連絡し、請求人は○の住居を退去しているが、停職期間が終了した後は復職する意向であることを確認した。

エ 令和2年11月30日、処分庁は、請求人が本件停職処分を受けており、請求人の責めに帰すべき理由によって収入が減少していることから、法で定める住居確保給付金の支給要件を満たさないと判断し、本件処分を行った。

オ 令和2年12月21日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 判断

ア 請求人は、本件申請書を提出した時点においては、本件停職処分によって収入が減少したため、停職期間中は生計を維持するためにアルバイト稼働を開始する予定であったものの、当該停職期間が終了した後は復職する意向であったと認められることから、住居確保給付金の支給要件のうち「離職」又は「事業廃止」のいずれにも該当しない。

そして、施行規則第3条第2号に定める「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合」との支給要件が追加された趣旨及び当該支給要件に係る

国の解釈を勘案すると、法令違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとして行われた地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づく本件停職処分により請求人の収入が減少したことについて、当該支給要件に該当しないと判断した処分庁の決定に裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

したがって、本件処分は、法及び施行規則の定めるところにより適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

イ 請求人は、本件処分に係る審査請求の理由として、本件停職処分の違法性又は不当性に関し主張しているが、本件処分と本件停職処分は別個の処分であり、別個の法律効果の発生を目的とする別個独立の行為であることは明らかであると解されるとともに、各処分のそれぞれについて審査請求を行うことができることから、本件処分に係る審査請求において、本件停職処分の違法性又は不当性について主張することは適当ではない。

ウ 本件停職処分について、無効と解すべき事情は見当たらず、かつ、権限のある者に取り消されていない以上、本件停職処分に係る事情が本件処分の効力に影響を及ぼすことはないとする処分庁の主張は、妥当なものである。

エ 請求人は、施行規則第 3 条第 2 号の規定が法の趣旨に反し、かつ、委任の趣旨を逸脱した違法なもので、無効である旨を主張しているが、当該主張は、本件処分の根拠となった法令の内容に対する不服にほかならず、審査請求において適否を判断する対象とはなり得ないものと解するのが相当である。

2 審理員審理の経過（日付は、令和 3 年）

1 月 28 日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員 3 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
2 月 19 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
2 月 26 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
3 月 8 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
3 月 16 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第 4 裁決書案の要旨

前記第 3 の 1 (2) と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和3年）

4月23日	審査庁が、本審査会に諮問
8月23日	第1回調査審議（令和3年度第3回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

法は、「生活困窮者」を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第3条第1項）と定義した上で、住居確保給付金については「生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金」（同条第3項）と定義している。

この法第3条第3項の「これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由」について、施行規則においては、当初、「事業を行う個人が当該事業を廃止した場合」（生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第86号。以下「改正省令」という。）による改正前の施行規則第3条）のみが定められていたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要であるとして、施行規則第3条を改正し、新たに「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合」（改正省令による改正後の施行規則第3条第2号）が追加され、令和2年4月20日から施行されたところである。

また、一般職の地方公務員に対する懲戒処分については、地方公務員法第27条第3項において、同法に定める事由による場合でなければ懲戒処分を行うことができないと定められ、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分をすることができる場合として、①同法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地

方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合（同法第29条第1項第1号）、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合（同項第2号）、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（同項第3号）が定められている。

そこで、本件について見ると、請求人の収入の減少が本件停職処分を受けたことによるものであることは請求人も認めるところであるが、本件停職処分は地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するとして行われたものと認められる。

前記のとおり、施行規則第3条第2号において、就業している個人の責めに帰すべき理由によらないで収入が減少したことが住居確保給付金の支給要件として定められているが、地方公務員法第29条第1項の規定に基づいて懲戒処分が行われた結果収入が減少した場合については、就業している個人の責めに帰すべき理由により収入が減少したものと解することが相当である。

ところで、請求人は、本件停職処分に係る審査請求が係属中であるにもかかわらず、処分庁が○側の主張を一方的に是とする事実認定を行い、本件処分を行った旨主張している。

この点、本件申請書には「不当な理由で停職処分を受け、（略）不服申立て手続きをしています」と記載されているのみであり、本件処分が行われるまでの間に、支援センター及び処分庁に対して請求人の収入の減少が請求人の責めに帰すべき理由によらないものであると客観的に認めることができる事情が明らかにされたものとは認められず、また、本件停職処分が当然に無効と解すべき事情及び取消権限のある者に取り消された事実も認められない。

したがって、処分庁において、請求人の収入の減少が請求人の責めに帰すべき理由によらないものであったと認めることはできず、施行規則第3条第2号に掲げる要件を満たさないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、請求人が、法第3条第3項の「離職」又は施行規則第3条第1号の「事業を廃止した場合」にも該当しないのも明らかである。

以上より、請求人に対して住居確保給付金を支給しないこととした本件処分について、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

次に、請求人は、本件処分が法の趣旨に反した違法又は不当なものである、申請者の責めに帰すべき事由によらないで収入が減少したことを住居確保給付金の支給要

件とする施行規則第3条第2号の規定が、法の趣旨に反し、かつ、法による委任の趣旨を逸脱した違法なもので無効であるとともに、「国際人権条約」（「世界人権宣言」と思われる。）第25条第1項に定める「十分な生活水準を保持する権利」の侵害であり、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第12条第3項で禁止される「国民の権利を制限する規定」に当たるなどと主張している。

法は、社会保障審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第6条第1項の規定により設置された社会保障審議会をいう。）に設けられた「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において、生活困窮者の増大の中で、生活支援を最後のセーフティネットである生活保護制度のみに委ねることはできず、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが緊要の課題となっているとして、いわゆる「第2のセーフティネット」として、新しい生活支援体系を構築することにより、重層的なセーフティネットを実現すべきであると報告されたことを踏まえて、第185回国会に平成25年10月17日に法案が提出され、可決されたことにより、成立したものである。

そして、住居確保給付金については、法第3条第3項において生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮したものを対象者とするとしてその対象を限定しているとともに、法第6条第1項においてはその対象者について更に資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限ると規定しているところである。

このうち、法第3条第3項の「これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由」については、前記のとおり、法の施行当初は「事業を行う個人が当該事業を廃止した場合」のみであったところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえて、対象が拡大されたものである。

これらを総合的に判断すると、法は重層的なセーフティネットのうちの第2のセーフティネットを担うものとして整備されたものであり、「離職」又は「事業を廃止」していないが収入が減少した生活困窮者について、当該生活困窮者自身の責めに帰すべき事由によって収入が減少した場合においても住居確保給付金を受ける権利が法によって保障されているものと認めることはできず、住居確保給付金の支給の対象としないことが不合理であるとは認められない。

したがって、施行規則第3条第2号の規定が法及び法による委任の趣旨に反してい

るとは認められず、国家行政組織法第 12 条第 3 項の規定に抵触するものとも認められないほか、本件処分についても法の趣旨に反した違法又は不当なものと認めることもできないものであり、請求人の主張は失当である。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なもの認められる。

よって、本審査会としては、前記第 1 のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸 本 太 樹
委員	林 賢 一
委員	片 桐 由 喜